見逃さないで！

教育問題やいじめなど

教育相談窓口

矢巾町教育委員会教育研究所

いつも
決まった子が
からかわれて
いるみたい・・・

子どもと
どう関わったら
いいか・・・
悩んでます

無視されたり、
悪口いわれたり
・・・
教室に入れない

学校の勉強
わからない
どうしたら
いいの？

ひとりで悩まずに、
あなたの思いを
聞かせてください

どんな小さなことでも
大丈夫です
お話をお聞かせください

ご近所の子どもたちの
ことでも、気になったら
お知らせください

ひとりで悩んでいる子が、
身近にいるかも
しれません

◇相談窓口の連絡先◇

●電話番号　019－611－2646・2644

月曜日～金曜日　8:30～17:00

（土曜　日曜　祝日及び年末年始はお休みします）

●FAX番号　019－611－2659

身近な人に相談できれば一番良いのですが、どうしても相談できない場合があります。
そんな時にはお電話、あるいは、おいでいただき、お話をお聞かせ下さい。

●電話番号　019－611－2646・2644

●住所

〒028－3692

矢巾町大字南矢幅13－123

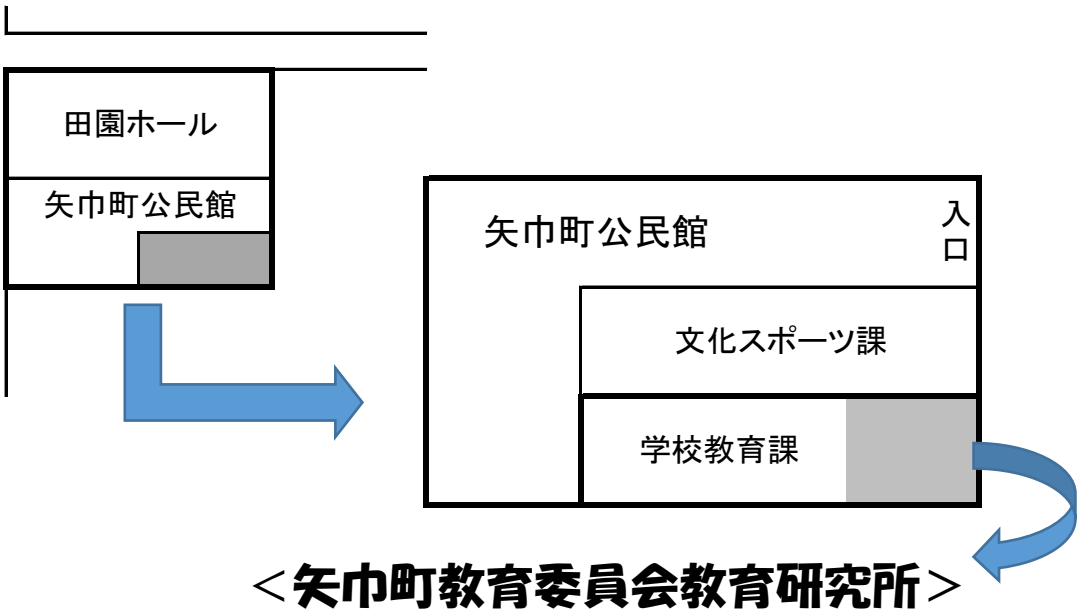

※矢巾町の相談窓口が対応できない時間帯の相談は

全国共通24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

矢巾町いじめ防止対策に関する条例

【児童等・保護者　説明用概要版】

いじめは、いじめを受けた子ども、いじめをした子ども、その家族、周りの人たちを含めて、すべての人たちを悲しませることです。

また、いじめという行為は、いじめを受けた子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。

矢巾町では、子どもたちのいじめをなくして、二度と悲しい事態を起こさないためにいじめ防止対策に関する条例をつくりました。

矢巾町に住むすべての皆さんで、力を合わせて、いじめ防止に取り組みましょう。

「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、矢巾町における子どもたちを、いじめから守るためのいじめ防止対策に向けた取り組みを厳格に推進するために制定します。

矢巾町・矢巾町教育委員会

●矢巾町の皆さんそして子どもたちへ

いじめという行為は決して許されないことです！

この条例の前文は、矢巾町で暮らすみんなの願いです。

【前文　概要】

皆さんは、将来にあらゆる可能性をもち、そして未来を担うかけがえのない存在です。そして、健康に生まれ、健やかに成長し、様々な差別や虐待などから守られ、自分らしく家族や社会の中で育つ権利があります。

しかし、皆さんが友達といるときに、お互いの態度、言葉、しぐさ、感じ方の違いなどにより、いじめたり、逆にいじめられたりする可能性があります。

いじめという行為は、いじめを受けた子どもの心を悲しくさせ、命や体に悪い影響を与えるものです。

このようないじめを防止し、解消することで、安心して皆さんが生活できるようにしたいと、私たち矢巾町の人は思っています。

私たちは皆さんに寄り添って、皆さんの声に耳を傾け、生命と心も大切にし、わかりあえる社会をつくるため、それぞれの立場での役割や責任を果していきます。

そのためには皆さんも、学校や地域などで、いじめは絶対に許されない、許さないという気持ちで、それぞれが生活してください。

こうした気持ちと願いを込めて、この条例をつくりました。

●児童生徒の皆さんへ　その１

いじめからあなたを守ります。

いじめとは、悪口や仲間外れ、暴力、パソコンや携帯電話を利用した誹謗中傷など、その子が嫌な思いをしたり苦しんだり、悲しんだりすることすべてのことです。

いじめは学校、学級だけのことではありません。部活動や塾など、皆さんの関係のある人や集団から受けた全てのことが当てはまります。

学校をはじめ、家庭や地域の皆さんが協力して、いじめから、あなたを守ります。

●児童生徒の皆さんへ　その２

～心で感じてください。～

いじめを受けている人は何も悪くありません！

「何か自分に問題があるのだろうか？」「自分が何か悪いことをしたのだろうか？」などと思うことはありません。何があってもいじめを行うことはいけないことです。いじめをした人が悪いのです。

学校では・・・・

皆さんの行動や言動を敏感に感じて、このような考えに立ち、いじめをさせず、また、いじめをいち早く見つけ、素早い対応により問題を解決していきます。

いじめはどのような理由があってもダメ！

考えてください。自分が苦痛に感じることは、他の人も同じなのです。自分がされて嫌だと感じることは、絶対にしない、させない気持ちを強くもち、相手の気持ちになって言葉を話したり、態度をとったりしましょう。

また、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめをしたことになり、許されません。

このような人にはならないでください。

●児童生徒の皆さんへ　その３

学校ではいじめがないかしっかり調べます。

学校では、いじめが起きないように、また現在起きていないか、これからいじめになりそうな問題を解決するために、定期的にアンケート調査を行います。

また、先生方が皆さん一人ひとりから直接、話を聞くようにします。

相談されたことをしっかり受け止め、もしいじめにあっているときは必ず皆さんを守り、いじめをやめさせます。

皆さんも、みんなでいじめを「しない」「させない」そのような学校生活を送りましょう。

いじめは、皆さん一人ひとりに関係のある問題です。

皆さん自身が「いじめを絶対に許さない」、「しない」、「させない」「誤解を与える態度を取らない」取り組みを行うことが大切です。

どのような取り組みができるか、学校全体、学級、委員会活動、クラブ活動、友達などみんなで考えを出しあってください。

いじめはみんなに関係のあることです！

●保護者の皆さんへ　その1

いじめから子どもたちを守ります。

学校、家庭、地域は条例の制定を契機に、改めて子どもたちに、いじめはどのような理由があっても絶対に許されないということをしっかり伝えていきましょう。

（町条例第３、６、８条）

保護者の責務

条例では、町立学校の責務や保護者の役割を規定しています。家庭では、お子さんがいじめを行うことの無いよう、規範意識や相手を思いやる心を理解してもらいます。

また、自分の子どもがいじめられたときには、徹底して守り通す責務があります。そして、日ごろの学校や町などが行ういじめ防止活動に協力をしなければいけません。

もし、万が一お子さんがいじめに悩んでいたら、迷わず学校や教育委員会などに相談、連絡してください。

（町条例第３、６条）

●保護者の皆さんへ　その2

町や教育委員会ではいじめを隠しません

いじめはこれからもなくなるものではありません。しかし、町民をあげて取り組むことにより、未然にいじめを防ぐことができます。

いじめが起きた時は、いじめの実態を把握し、いじめに対する措置を速やかに行うようにします。

また、町立学校においてもいじめを把握した時は、適正に対処させます。

なお、万が一重大ないじめがあった場合には、第三者調査機関において調査を行うなど、公平性・中立性を確保するようにしています。

教育委員会が取り組むこと

○いじめ防止のために道徳教育や体験活動などを充実します。
保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の助けとなる児童生徒が自主的に行う活動の支援、児童生徒、保護者、教職員に対するいじめの未然防止に対する理解の促進を図ります。

（条例第１３条）

○いじめの相談を行うことのできる体制を整備します。

（条例第１５条）

○町教育委員会は、いじめ防止等のための施策等を適正に実施できるように関係機関と連携します。

（条例第１６条）など。

もし、いじめが起こってしまったら・・・？

●児童生徒の皆さんへ　その４

学校は皆さんを守ります！

いじめと思われることがあったときは

・まず、どんないじめがあったのかをしっかり調べます。
・いじめがあったときは、いじめを受けている人を必ず守ります。
・いじめを行った人には、いじめをやめさせる指導を行います。また、いじめを行った原因を見つけ、その原因を取り除いて、二度といじめを行わないように支え、助けます。

・いじめを行った人の行為が特別な場合は、関係機関と協力して問題を解決する場合もあります。

（※特別な場合とは・・・「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする」、「危険なことをさせられる」、「お金をとられる」、「インターネット上にいやなことを書かれたり、写真を載せられたりする」などのいじめのことです。）

◎児童生徒の皆さんは、どんな些細なことでも、気になることは先生に相談してください。学校の先生に言いづらいことは、すぐに教育委員会などに相談してください。

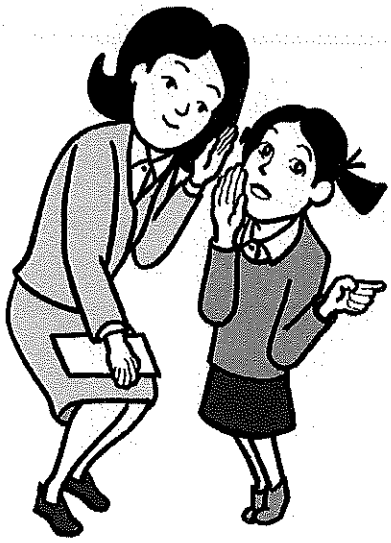

●保護者の皆さんへ　その3

徹底して守りとおします！

いじめに対する学校の措置

・条例では、いじめに対する学校の責務を明確にし、子どもを守り通し、いじめ防止に取り組む責任も明確にしました。　（条例第６条）

・町立学校は、ささいないじめの兆候も見逃さず、またいじめと疑われる行為も見落とさず、速やかにいじめの事実を確認し、対処し、教育委員会へ報告します。

そして、いじめを受けた子どもとその保護者への支援、いじめを行った子どもへの指導及び支援、その保護者への助言を行います。

（条例第２０条）

重大ないじめがあった場合は

・町教育委員会に設置している第三者調査委員会で該当の子どもたちや、学校などの調査を行います。

（条例第２２、２４条）

・町長は、教育委員会設置の第三者調査委員会で調査した内容に、再調査が必要だと判断した時は、町長が設置したいじめ調査委員会で重大事態等の再調査を行います。　（条例第２５、２６条）

（※重大ないじめとは・・・「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと」、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること」などです。）

みんなであなたを見守っています。

●児童生徒の皆さんへ　その５

地域もあなたを守ります！

地域の方々もあなたの味方です

・地域の知り合いの方、塾やスポーツ少年団の先生など、学校の先生方以外の大人の方たちも、いじめ防止などのために協力してくれます。学校や家族の方に相談できないときは、皆さんの身近にいる大人に相談してみましょう。

皆さんの身近にいる大人も、皆さんの周りでいじめがないか、日ごろから、注意深く見守っています。　（条例第８条）

●子どもを見守る地域の皆様へ

●子どもを見守る地域の皆様へ

町民等の責務

・子どもを見守っていただく地域や事業者等の皆様方には子どもと触れ合う機会を大切にしていただくとともに、いじめが行われていると思われるときは、学校に通報、または町、教育委員会、関係機関などにご連絡いただくよういじめ防止にご協力をお願いします。

（条例第８条）

（※こんな時はお知らせください。・・・公園や路上などで、ふざける仕草で一人の子どもが言葉や暴力で攻撃されている。商店で一人の子どもが数人の子どもからたくさんの買い物をさせられている。スポーツクラブなどで、練習として先輩が後輩を一方的に攻撃している。塾の帰りなどで、子どもがからかわれていたり悪口を言われたりしている。インターネットの掲示板に悪口など誹謗中傷する書き込みを見つけた。など）

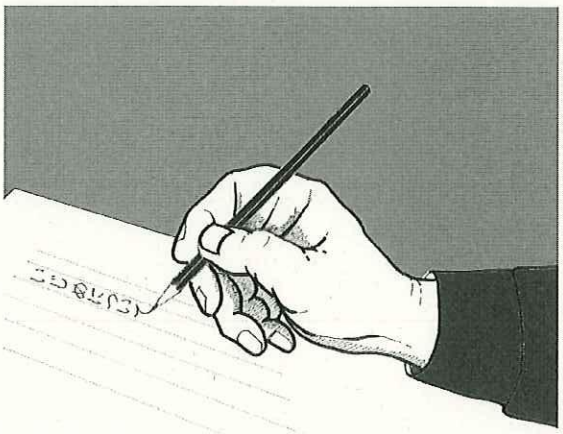

いじめかなと思ったら・・・・

●児童生徒の皆さんへ　その６

いじめを受けて、学校に行きたくない。友達に会いたくない。でも先生や親には言えない・・・。誰に相談していいか分からない・・・。もしも、そんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずにどんなことでも構いませんので相談してください。

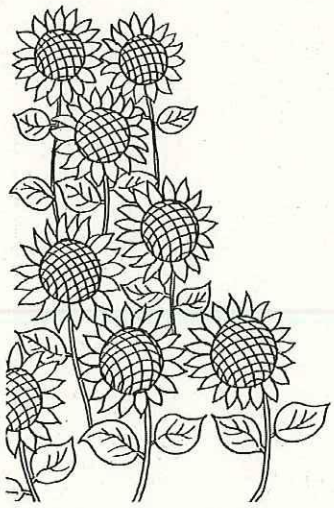

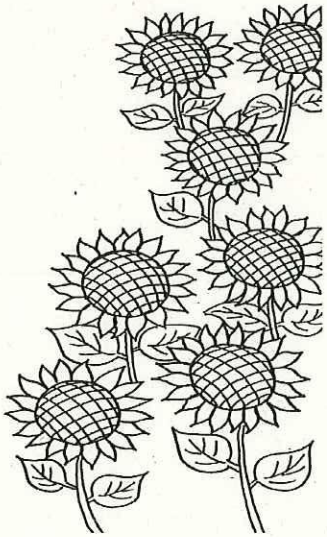

【相談窓口】

矢巾町教育委員会

教育研究所

電話番号　611－2849、2644

※教育研究所所員全員で対応します。

対応曜日・時間　月曜日～金曜日
8:30～17:00

（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みします。）

矢巾町教育委員会事務局

学務課

電話番号　611－2640、2641、2642
2647

※学務課職員全員で対応します。

対応曜日・時間　月曜日～金曜日
8:30～17:00

（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みします。）

ファックス（教育研究所・学務課共通）
611－2659

※相談の窓口は、矢巾町以外にもたくさんあります。24時間対応の他の機関もありますので、一人で悩まないで矢巾町教育委員会に電話するか、下に紹介する団体に電話してください。

岩手県・岩手県教育委員会

【全国共通】24時間子どもSOSダイアル　0120-0-78310（通話料無料）、
019-623-7830（有料）、0570-078310（左記へ転送）

【ふれあい電話】総合教育センター　0198-27-2331　盛岡教育事務所　019-629-6745

【いのちの電話】　019-654-7575（月～土12:00～21:00、日12:00～18:00）

【ヤング・テレホン・コーナー　岩手県警】　019-651-7867（平日　9:00～17:45）

その他の機関

【青少年なやみ相談室】　019-606-1722　（平日　9:00～16:00、月・木のみ 9:00～20:00）

【子どもの人権110番　法務局】0120-007-110（平日　8:30～17:15）

NPOチャイルドライン支援センター　0120-99-7777（通話料無料）月～土16:00～21:00

厚生労働省（全国共通ダイヤル）　0570-064-000（児童相談所へ電話がつながります。）

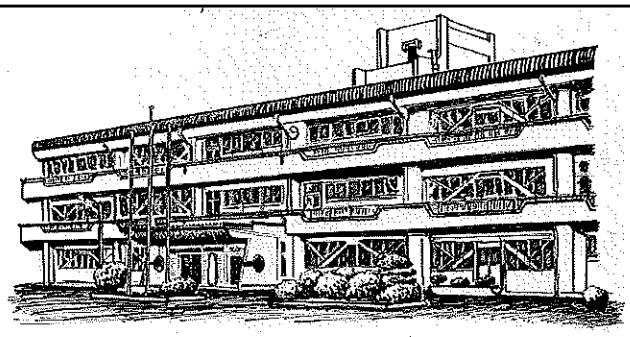

矢巾町いじめ防止対策に関する条例　概要版

（平成29年矢巾町条例第16号）

目次

前文
第1章　総則　（第　1条―第10条）
第2章　いじめ防止基本方針策定　（第11条、第12条）
第3章　いじめの防止等のための対策を推進するための基本的施策　（第13条―第22条）
第4章　重大事態への対処　（第23条―第26条）
第5章　雑則　（第27条―第29条）
附則

※　条例の概要版ですので、内容を分かりやすく簡略化した内容になっています。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例（平成29年矢巾町条例第16号）

目次

前文

第1章　総則（第1条―第10条）

第2章　いじめ防止基本方針策定（第11条、第12条）

第3章　いじめの防止等のための対策を推進するための基本的施策（第13条―第22条）

第4章　重大事態への対処（第23条―第26条）

第5章　雑則（第27条―第29条）

附則

前文（条例を作ったことの願いや気持ち）

皆さんは、将来にあらゆる可能性を持ち、そして未来を担うかけがえのない存在です。

そして、健康に生まれ、健やかに成長し、様々な差別や虐待などから守られ、自分らしく家族や社会の中で育つ権利があります。

しかし、皆さんが、友達といるときに、お互いの態度、言葉、しぐさ、感じ方の違いなどにより、いじめたり、逆にいじめられたりする可能性があります。

いじめという行為は、いじめを受けた子どもの心を悲しくさせ、命や体に悪い影響をあたえるものです。

このようないじめを防止して、解消することで、安心して皆さんが生活できるようにしたいと、私たち矢巾町の人は思っています。

私達は皆さんに寄り添って、皆さんの声に耳を傾け、生命と心を大切にし、わかりあえる社会をつくるため、それぞれの立場での役割や責任を果していきます。

そのためには皆さんも、学校や地域などで、いじめは絶対に許されない、許さないという気持ちで、それぞれが生活してください。

こうした気持ちと願いを込めて、この条例をつくりました。

第１章　総則（この条例全体に関する基本的なこと）

第１条　いじめ防止等に関する条例の目的

いじめは、心や身体を傷つけます。教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。子どもの成長に害を与えます。命が危険になることもあります。国ではそのようないじめを防止するためにいじめ防止対策推進法という法律をつくり、矢巾町では、教育委員会、町民一丸となっていじめを防止するためにこの条例（約束）が作られました。

第２条　定義（条例で使われている言葉の説明）

いじめとは、子ども（児童生徒）が、ある子どもを言葉や暴力で攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。

インターネットでの言葉での攻撃も、いじめです。

（「普通の子なら、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

第３条　基本理念（4項目からなります）

(1)　皆さんはいじめをしたり、他の皆さんがいじめを受けているところを見たり、聞いたりしたときは黙っていてはいけません。

(2)　皆さんが安心して学校や地域で学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないように取り組みます。

(3)　いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものですから、その時は早期発見及び早期解消に努めるほか、皆さんがいじめの加害者や被害者にならないように努めます。

(4)　いじめは、絶対に許されないことであるという考えを基本として、町、教育委員会、学校、保護者、町民や関係機関がお互いに連絡を取り、協力して、いじめの根絶を目指して取り組みます。

第４条　町の責務

いじめ防止のためのいろいろな対策をしなければなりません。

第５条　教育委員会の責務

皆さんの学校において、いじめ防止のために必要なことを行わなければなりません。

第６条　町立学校の責務

教育委員会、保護者、町民や関係機関とお互いに協力し連携しながら、先生方もいじめ防止のための取り組みについて一緒に協力しながら、町立学校全体でいじめ防止等に取り組まなければいけません。

そして、学校は子どもが相手を思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動を充実します。

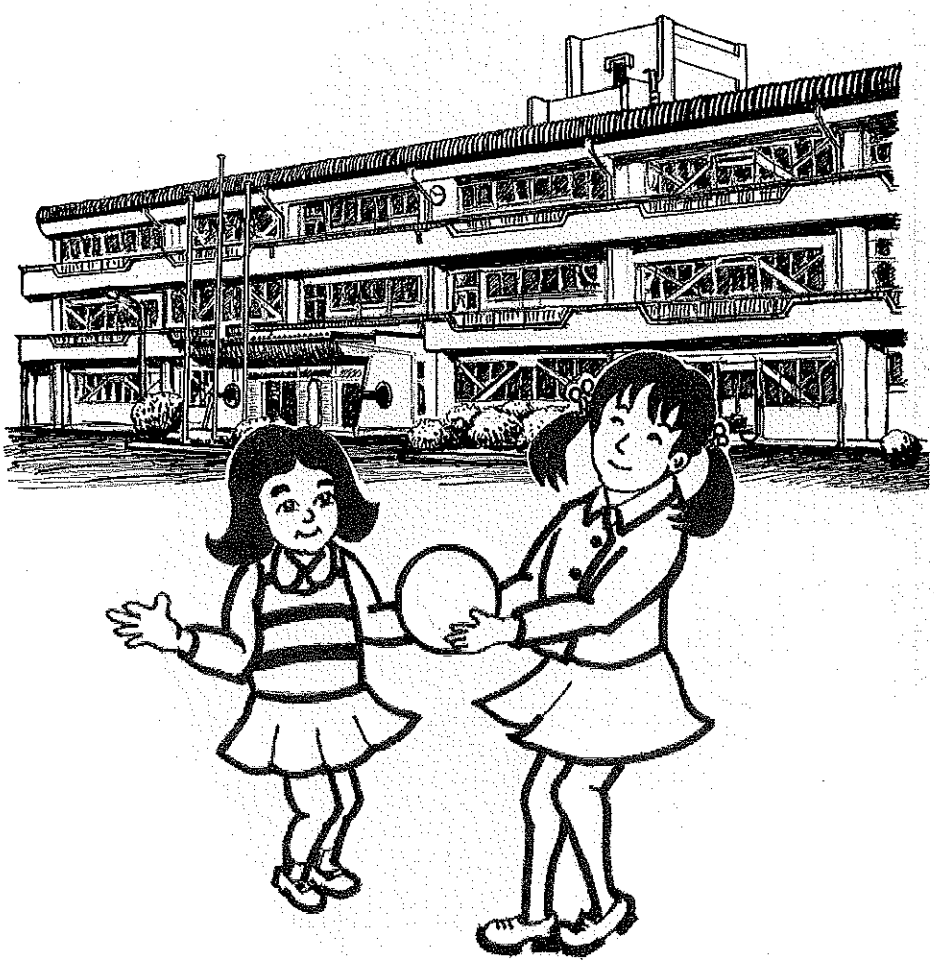

第７条　保護者の責務

お父さんやお母さん、子どもの保護者は、子どもに、いじめはいけないことだということを理解させ、子どもがいじめをしない子に育つようにします。

自分の子どもがいじめられたときには、子どもを保護します。また、学校や町などが行ういじめ防止活動に協力します。

第８条　町民等の責務

町民のみなさんは、いじめが行われないように地域で見守り、声かけなどを行い、子どもが安心して地域で生活できるようにするほか、いじめの疑いがある場合は、関係機関に情報提供します。

第９条　児童等の対応

皆さんは、お互いに思いやり、いたわりながら、個々の違いや特性を認め合える心を持ち、学校や地域で、いじめのない明るい生活を送ってください。

もし、自分や他の子どもがいじめを受けたときや、いじめが行われていることを見たり聞いたり感じたときは、家族や先生方に相談しましょう。

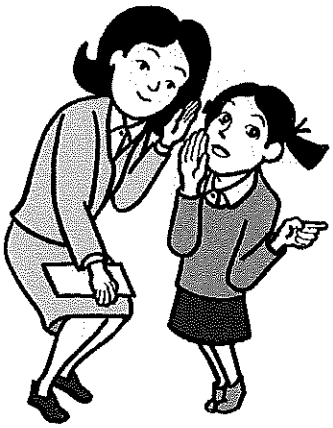

第10条　財政上の措置

町は、いじめ対策のために必要なお金を用意しなくてはなりません。

第2章　いじめ防止基本方針策定

第11条　町いじめ防止基本方針策定

町は、みんなと協力して、いじめ防止対策の基本方針を立てます。

いじめ防止の基本的なこと、いじめ防止の対策のこと、その他の重要事項を作成します。

第12条　学校いじめ防止基本方針策定

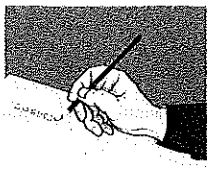

学校は、その学校ごとに、いじめ防止対策の基本方針を立てます。

第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための基本的施策（実行する内容）

第13条　いじめの未然防止のための措置

教育委員会や学校は、皆さんの道徳教育や体験活動、生徒指導を行うことにより、いじめ防止の理解を進めるとともに、先生方や保護者へもいじめ防止の理解を進めていきます。

第14条　いじめの早期発見及び早期解消のための措置

教育委員会や学校は、いじめを正確に把握し、早期発見により解消するために定期的な調査などを行います。

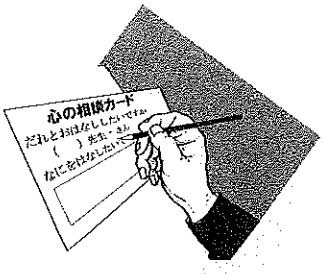

第15条　相談体制の整備

教育委員会や学校は、皆さんが相談をしやすいように相談体制を整備します。

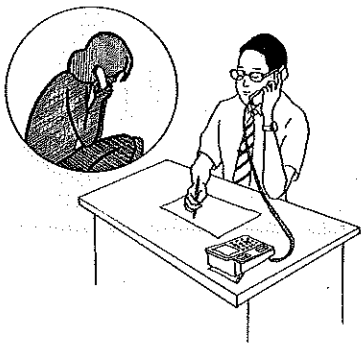

第16条　関係機関等との連携等

教育委員会や学校は、いじめを受けた子どもに様々な支援をするために協力します。

第17条　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じたいじめに巻き込まれないように、正しい使い方の教育を行うことや、関係機関や皆さんの保護者と協力します。

第18条　研修の実施

教育委員会や学校は、いじめ防止のための研修会等を行います。

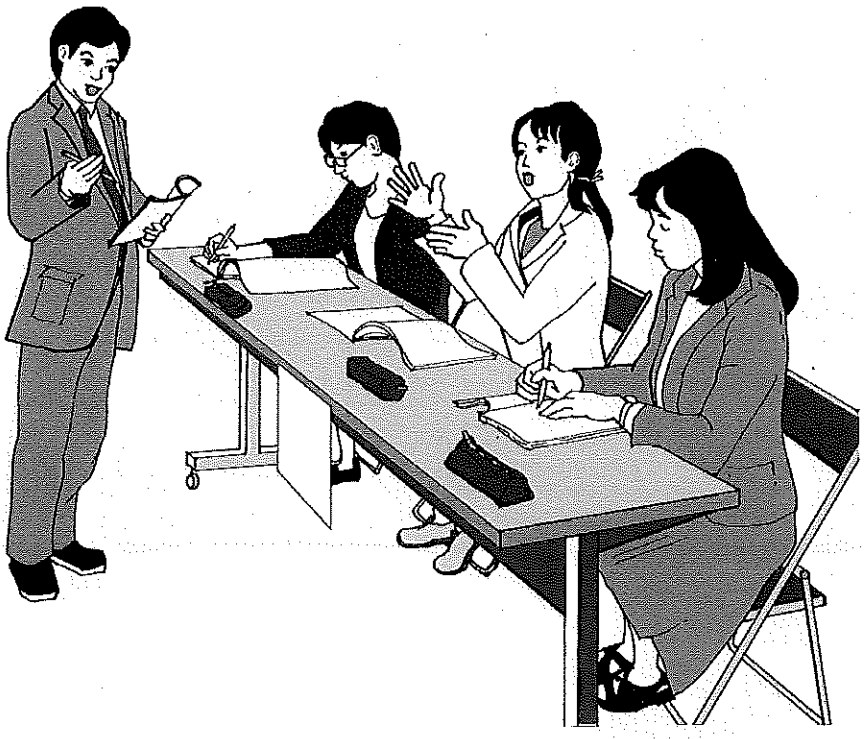

第19条　いじめ防止等の対策のための町立学校組織

学校は、先生方や心理福祉などの専門家や関係者による、いじめ防止のためのグループを作ります。

第20条　いじめに対する措置

いじめの相談を受けた人は、その子の学校に知らせます。学校は、すぐに事実を確かめて、教育委員会に報告します。そして、いじめをやめさせ、いじめを受けた子を守ります。

学校は、必要があれば、いじめた子へ必要な指導や保護者への助言を行うなど、いじめられた子が安心できるようにします。

教育委員会は、いじめの報告があったときは必要に応じ、学校に対して必要な支援や対応を指示することや、自ら必要な調査もします。

第21条　矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置

関係者といじめ問題対策を話し合うため、「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を作ります。

第22条　矢巾町いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題が起きた時、その調査や重大事態（大変なことが起きてしまった時）の事実確認を行うための委員会「矢巾町いじめ問題対策委員会」を作ります。

第4章　重大事態への対処（大変なことが起きてしまった時の対応）

第23条　重大事態の発生に係る報告

学校は、重大事態が発生した時、または疑いがあるときは教育委員会へ報告し、教育委員会は町長に報告しなければいけません。

第24条　教育委員会による対処

教育委員会は、「矢巾町いじめ問題対策委員会」へ、重大事態の事実や疑いを調査させ報告をうけ、同じような事態の発生を防止します。

第25条　町長による対処

町長は、矢巾町いじめ問題対策委員会の調査内容の再調査が必要だと判断した時は、「矢巾町いじめ調査委員会」というところに再調査させることができます。

第26条　矢巾町いじめ調査委員会の設置

町長からの再調査の指示により、「矢巾町いじめ調査委員会」を設置して重大事態の再調査を行います。

第５章　雑則（関係する取り決め）

第27条　守秘義務（個人情報の取扱い）

皆さんからのいじめの相談や調査記録などは決して他の人に知らせません。

第28条　町立学校以外の学校への協力要請

いじめに関係する学校が、町立学校以外の場合、その学校に対していろいろな協力をお願いします。

第29条　委任

この条例（約束）を行うために必要な細かいことは、別に決めます。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例 ―児童等・保護者 説明用概要版―
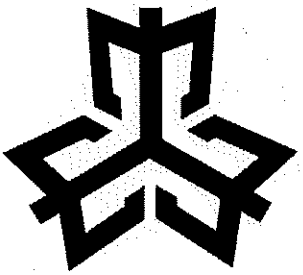
発行 矢巾町・矢巾町教育委員会
編集 矢巾町教育委員会事務局 学務課
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
電話 019-697-2111(代表)ファックス 019-611-2659
URL http://www.town.yahaba.iwate.jp/
E-mail yahaba-gakumu@town.yahaba.iwate.jp
挿絵制作協力者
矢巾町立徳田小学校 小松 太 校長